

非常変災時における措置について

惜春の時期となりました。保護者の皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、「地震の発生時」や「暴風警報・特別警報」の発令・解除の措置について、守口市では下記のとおりに定めておりますので、ご承知おきください。

なお、今後こうした措置を取る状況になった場合も改めてお知らせのプリントを配付いたしませんので、必ず本日配付分を保存していただきますようお願いいたします。

また、本件については、本校ホームページにも掲載しております。

記

【 地震 】

1. 守口市域に「**震度5弱**」以上の地震が発生した場合、臨時休校とします。
2. 「**震度5弱**」未滿であっても、被害の状況により自宅待機になる場合もあります。

【 台風 】

1. 午前7時現在で守口市に「**暴風警報 または 特別警報**」が発令中の場合は、児童は自宅待機になります。（登校を見合わせる）
2. 午前7時以降、午前10時までに上記の警報が解除された場合は、その時点から速やかに児童は登校します。（集団登校です）
3. 午前10時現在（以降）、上記の警報が発令されている場合は、臨時休校とします。

【 集中豪雨等 】

1. 児童が在学中で、集中豪雨等の緊急時、守口市に災害警戒本部が設置された場合、市教育委員会からの情報提供にもとづき、学校対応をします。
2. 児童の登校前で、すでに水路の氾濫・地下道の水没等、児童の登校に危険があると判断される場合は、自宅待機願います。

- ① 非常変災時には、午前7時以降のFMもりぐち（82.4MHz）で休校や登校の対応について放送されます。ラジオ情報の活用をお願いします。
- ② 児童が在学中に「震度5弱」以上の地震が発生したり「暴風警報または特別警報」が発令されたりした場合は、安全確保に留意の上、速やかに下校措置をとります。この場合には、もりぐち児童クラブ（ひまわり・わいわい）は開設されません。
ただし、もりぐち児童クラブの開設時間中に「暴風警報または特別警報」が解除になった時点で、もりぐち児童クラブ（ひまわり・わいわい）は開設されます。
- ③ 台風の場合は「暴風警報 または 特別警報」が発令された場合のみで、大雨警報・洪水警報の時は該当しません。
- ④ 非常変災時には、給食献立が変更になったり簡易給食になったりする場合がありますのでご了承願います。
- ⑤ 各地区委員さんや登校班班長の保護者の方々は、特にご留意願います。